賃金不利益変更措置（大幅減額）に関する

北海道大学教職員組合の声明

1. 2012年9月1日、国立大学法人北海道大学（以下、北大）は「国立大学法人北海道大学職員の給与の臨時特例に関する規程」を定めた。この制定により、2012年9月1日から2013年3月31日までの期間、賃金の大幅な減額が行われることになる。その減額率は基本給月額4.77～9.77%、管理職手当一律10%、ボーナス一律9.77%、諸手当は基本給月額の減額率に応じて減額、というものである。ただし、非正規雇用職員および医療職員の賃金減額は行われない。

この減額の影響を賃金モデルにあてはめると、下の表のようになる。

職名	年齢	扶養家族	影響額(概算)		
			基本給等	期末・勤勉手当	2012年度計
			（1カ月）	12月期	
教　授	50	配偶者、子1	△50,100	△132,200	△483,000
准教授	45	配偶者、子1	△33,700	△103,300	△339,400
助　教	35	配偶者、子1	△15,800	△75,800	△186,300
係　長	45	配偶者、子1	△26,500	△73,400	△258,900
主　任	35	配偶者、子1	△21,000	△58,600	△205,400
係　員	30		△10,900	△45,100	△121,500

（注）北大資料より

2. 北海道大学教職員組合（以下、組合）は、このような賃金不利益変更の理由および必要性を認めていない。それは、以下の理由による。

(1)政府は、東日本大震災からの復興関連経費として19兆円の巨額予算を決定した。この財源を捻出する一環として国立大学法人教職員の賃金を、2012年2月29日に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」と同様、大幅に削減しようと目論んでいる。しかしながら、上記19兆円のうち2011年度補正予算に計上された復興関連経費15兆円のなかで、実に6兆円が使われないままであり、予算の妥当性は疑わしいと言わなければならない。この点に関連して9月9日のＮＨＫテレビは、復興経費の使われ方に大いに問題があると報道している。そういう状況のなかで、減額された国立大学法人教職員の賃金が本当に復興経費に使われるのか、使われるにしてもどれほど有効に投資されるのか、はなはだ疑問である。仮に政府の描く復興経費が必要だとしても、それは国民全体が均等に負担すべき性質のものであり、国立大学法人教職員の賃金を特別に減額するいわれはない。

(2)北大は、(1)の復興関連経費を捻出するため、2012年秋に予想される補正予算により国立大学法人運営費交付金が全体でおよそ300億円減額されるものと推測している。しかながら、この推測は、閣僚懇談会における副総理、財務大臣の発言を報じた新聞記事などを文部科学省が国立大学法人に「情報提供」し、北大はそれを根拠にしているに過ぎない。現在まで、2012年度補正予算で国立大学法人運営費交付金の減額が行われることや、その金額に関する確実な情報はない。

(3)仮に(2)の補正予算が成立して運営費交付金の減額が避けられない事態になったとしても、教職員の賃金減額は他に手段がない場合に限り許される非常手段である。北大は、教職員賃金よりも前に、役員報酬の大幅な減額、さらには目的積立金、物件費、光熱水費などあらゆる経費を対象にした経営努力を十分に行うべきである。また、同じ状況に置かれている他の国立大学法人では、賃金減額率を大きく圧縮したり、地域手当を増やして教職員の不利益を回復するなどの経営努力を行っている例があり、これらに比べて、北大の経営努力は不十分である。

(4)「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立したのち、教職員賃金を減額せよという指示が、「要請」というかたちで文部科学省から国立大学法人に再三、行われ、また行政改革実行本部によ

る各国立大学法人の賃金減額状況についての「調査」が行われている。かかる政府の態度、およびこれらを唯々諾々と受け入れてきた北大の姿勢は、国立大学法人教職員の賃金決定に関する労使自治の原則を踏みにじる不当労働行為である。
(5)運営費交付金の減額が予想されると言いながら、北大は、国会に働きかけるなど、減額を回避するための必要な努力を十分行っていない。また一般教職員に対し、経緯、理由、賃金減額内容などにつき全学的説明会を開いて丁寧に説明することをしていない。さらに、重要なことであるが、中期目標・計画の達成が困難になる可能性について検討していない。

3. 組合は以上の諸点を、2012 年 6 月から 8 月までの期間、5 回に及ぶ団体交渉で主張してきた。これに対して、北大は何ら説得的な回答を行うことができなかった。このため、組合は今回の賃金不利益変更に全く同意していない。また、制定された「臨時特例に関する規程」の効力を承諾していない。

4. ただし、団体交渉の中で、北大が非正規雇用職員を賃金不利益変更の対象から外すと表明した点は非常に重要と考え、このことを確実なものとするよう、北大とのあいだで「確認書」(左下) を締結した。今回、非正規雇用職員の賃金減額が回避された例は全国的に少ないが、北大においてそれが実現したのは、非正規雇用職員の待遇改善に精力的にとりくんできた組合の活動の成果である。

5. 組合は、北大が労使の合意を経ることなく、賃金の不利益変更を強行したことに対して、強い怒りを表明する。そのため組合は 9 月 12 日に、2012 年 9 月から 2013 年 3 月までの期間の月例給及び期末・勤勉手当等を組合員が「仮の支給額」として受け取ることを、北大に通告した (右下)。今後は、不当に減額された賃金を合法的に取り戻すことも視野に入れて、可能な手段を追求していく決意である。

平成２４年度給与支給削減に関する確認書

国立大学法人北海道大学（以下「大学」と言う。）が提案した平成２４年度給与支給削減案（以下「削減案」と言う。）について，北海道大学教職員組合（以下「組合」と言う。）は，その理由及び必要性について争い，大学と団体交渉を行ってきたが，合意に至っていない。これに対して，大学は，削減案を平成２４年９月１日から実施することとしたものであるが，実施にあたっては，職員に対して丁寧な説明を行うとともに，以下の二点について組合との間で確認する。

記

1．平成２５年度の給与支給削減にあたっては，非正規職員については，平成２４年度と同様に削減の対象としないこと。
2．今後，政府が決定する大学の運営費交付金削減額が，想定される削減額よりも少額の場合には，速やかに協議すること。

平成２４年９月５日

国立大学法人北海道大学総長　佐伯　浩

北海道大学教職員組合執行委員長　神沼　公三郎

2012 年 9 月 12 日

北海道大学学長
佐伯　浩　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　神沼　公三郎

通告―臨時特例に基づく賃金不利益変更に関する
北大教職員組合の態度

2012 年 9 月 1 日づけで制定された「給与の臨時特例に関する規程」に基づいて、2012 年 9 月から 2013 年 3 月までのあいだ、北海道大学教職員の月例給及び期末・勤勉手当等が大幅に減額支給されようとしています。しかし北海道大学教職員組合（以下、北大職組）は 2012 年 6 月から 8 月までの期間、5 回に及ぶ団体交渉で常に主張したとおり、今回の賃金不利益変更に全く同意していません。そのため北大職組は、改定された就業規則の効力を承諾していないことをここに通告します。
また北大職組は、北大職組の組合員が 2012 年 9 月から 2013 年 3 月までの期間、月例給及び期末・勤勉手当等を仮の支給額として受け取ることも、合わせて通告します。

2012 年９月 13 日
北海道大学教職員組合
〒060-0811　札幌市北区北 11 条西 6 丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/